

## 包括利益の表示 ～組替調整額等の注記の内容～

### 概要

平成 24 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から、**その他の包括利益に関する組替調整額に関する注記と税効果の金額の注記**が強制されます。

国際的な会計基準では、その他の包括利益の内訳項目の分析を容易にする観点から、その他の包括利益に関連する税効果及び当期又は過去の期間にその他の包括利益に含められていた項目の当期純利益への組替調整額の開示を求めています。我が国においても、コンバージェンスの観点から同様の開示が注記事項として求められます。(包括利益会計基準第 30 項)

どのような内容か、おさらいします。

### 本文

#### 《組替調整額に関する注記》

「組替調整」とは、当期又は過去の期間にその他の包括利益に含まれていた部分をその後の一定の事由の発生により、その他の包括利益から損益へ振替えることをいいます。当該振り替えられた額(組替調整額)は、具体的には次のようになります。(包括利益会計基準第 31 項)

項目	組替調整額
その他有価証券評価差額金	当期に計上された売却損益及び減損損失等、当期純利益に含められた金額
繰延ヘッジ損益	ヘッジ対象に係る損益が認識されたこと等に伴って当期純利益に含められた金額
為替換算調整勘定	子会社に対する持分の減少(全部売却及び清算を含む。)に伴って取り崩されて当期純利益に含められた金額

なお、土地評価差額金は、再評価後の金額が土地の取得原価とされることから、売買損益及び減損損失等に相当する金額が当期純利益に計上されない取扱いとなっているため、その取崩額が組替調整額に該当せず、株主資本等変動計算書において利益剰余金への振替として表示されます。

#### 《税効果の金額の注記》

その他の包括利益に関連する税効果については、各項目ごとに控除する場合と一括して控除する場合が認められていますが、いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記することが要求されています。(包括利益会計基準第 8 項)